

第 12 回 第 1 農地部会 議事録

日 時 令和2年12月17日(木) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
12 海野 要 ・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ・21 坂野 大徹
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 11 清水 喜代己

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 13 内藤 正敏・19 草深 みつよ

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議長 それでは、第12回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、11番 清水 喜代己委員です。出席委員は13名でございます。
それでは、議事録の署名者を私のほうから指名させていただきます。13番 内藤 正敏委員、19番 草深 みつよ委員、よろしく願いをいたします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。
よろしく願います。
- 事務局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から3で、合計件数は3件、合計面積は8,629㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から14で、合計件数は14件、合計面積は72,302.68㎡で、その内訳は田が62,386.85㎡、畑が9,872.83㎡、その他としまして、雑種地となりますが43㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、公衆用道路用地
でございます。
以上、件数は1件、面積は田で5,29㎡でございます。

9ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、太陽光発電施設用地
番号2、資材置場用地
番号3、番号4、分譲住宅用地
番号5、一般個人住宅用地
番号6、番号7、駐車場用地
番号8、太陽光発電施設用地
番号9、分譲住宅用地
番号10、一般個人住宅用地
番号11、太陽光発電施設用地
でございます。
以上、件数は11件、合計面積は8,076㎡で、その内訳は田が4,289㎡、畑が3,787㎡、でございます。

10ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地
でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で967㎡でございます。

11ページをお願いいたします。
報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者 _____、申請地は畑で、面積が343㎡、取得年月日は、昭和60年3月1日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で、面積が256㎡、取得年月日は、平成3年12月2日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は田で、面積が243㎡、取得年月日は、昭和50年1月20日でございます。

いずれの案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は3件、合計面積は842㎡で、その内訳は田が243㎡、畑が599㎡、でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、番号1と2に関しては、_____委員に関する案件でございます。先に番号1と番号2の採決をして、その後、番号3から進めさせていただきましますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、番号1と2について、農業委員に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号1と番号2の説明を事務局お願いします。

事務局 それでは、12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、面積 73,363㎡、渡人 _____、面積 2,686㎡、申請地 栗真小川町山脇 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,877㎡ 外4筆、合計面積 2,686㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗真、受人 _____、面積 73,363㎡、渡人 _____、面積 3,516.95㎡、申請地 栗真小川町流田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,921㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上2件、いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 番号1と2について、栗真の地区の説明をお願いいたします。

坂野委員 21番、坂野です。12月6日、地元推進委員と確認をしました。特に問題ないと思われますので、報告します。
以上です。

議長 ありがとうございます。
番号1と2について、地元委員から異議なしという発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、番号1と番号2について許可をすることに決定をいたします。
_____委員、入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、番号3から10の説明を事務局お願いします。

事務局 番号3、地区 一身田、受人 _____、面積 160,976㎡、渡人 _____、面積 1,764㎡、申請地 一身田豊野きノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,068㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安東、受人 _____、面積 8,464㎡、渡人 _____、面積 8,464㎡、申請地 渋見町市場_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 617㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 安東、受人 _____、面積 763,996.79㎡、渡人 _____、面積 805㎡、申請地 安東町神ノ木_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 265㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安東、受人 _____、面積 763,996.79㎡、渡人 _____、面積 6,704㎡、申請地 安東町神ノ木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,252㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 藤水、受人 _____、面積 6,515.91㎡、渡人 _____、面積 6,515.91㎡、申請地 藤方上垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 252㎡ 外1筆、合計面積 261.91㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号8、地区 高野尾、受人 _____、面積 5,124㎡、渡人 _____、面積 12,636㎡、申請地 高野尾町寺谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 791㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号9、地区 高野尾、受人 _____、面積 30,953㎡、渡人 _____、面積 1,842㎡、申請地 高野尾町寺谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 662㎡。

これにつきましては、受人は労力不足のため、営農を縮小する渡人からの要望により申請地を譲り受けるものです。

番号10、地区 棕本、受人 _____、面積 13,584㎡、渡人 _____、面積 5,529㎡、申請地 芸濃町棕本藤ノ山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 4,996㎡。

これにつきましては、受人は労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、先ほどの件数2件と合わせて件数は10件、合計面積は14,519.91㎡で、その内訳は田が11,952.91㎡、畑が2,567㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

番号3から番号10までの件について地元委員の意見を伺います。

番号3、地区 一身田。

田村委員

3番、田村です。12月13日に現地確認を行いました。地元推進委員も特

に意見なく、事務局説明どおりですのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
番号4から番号6、地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊でございます。この15日の日に地元推進委員と現地確認をいたしました。問題ございません。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
番号7、地区 藤水、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。別に何の問題もありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号8と9、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。12月10日の日に地元推進委員と現場確認をいたしました。事務局の説明どおり何ら問題ないということで、よろしくお願ひいたします。

議長 番号10、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。10日の日に現地確認いたしました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 分かりました。
では、地元委員から異議のない旨の発言がございました。番号3から番号10について皆さんいかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、番号3から番号10について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
面積 1, 129, 797. 58㎡、貸人 _____、面積 1, 852㎡、
申請地 雲出長常町十二ノ割 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,
269㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足である渡人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
面積 1, 129, 797.58㎡、貸人 _____、面積 6, 602㎡、
申請地 雲出本郷町一ノ割 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,
725㎡ 外1筆、合計面積 2, 901㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件、合計面積は全て田で、4, 170㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と2、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。地元推進委員と訪問させていただきました。別に何の問題もないので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1と2について地元委員から異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
続いて、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町高佐里北 _____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 515㎡ 外1筆、合計面積 534㎡。

これにつきましては、申請地を住宅及び倉庫用地とするものですが、申請者が相続した時点で既に転用がなされており、昭和40年代前半より当該目的に供されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本新町 _____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 39㎡ 外3筆、合計面積 356㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和5

1年頃に転用され、これまで当該目的に供されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所南之内_____
__、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 119㎡ 外1筆、合計面積 279㎡。

これにつきましては、申請地を道路及び農業用倉庫用地とするものですが、平成11年頃に転用され、これまで当該目的に供されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,169㎡で、その内訳は、田が279㎡、畑が890㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明は終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これは現地見させてもらいましたが、事務局の説明のとおり何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 辰水。

事務局 本日、担当委員である11番、清水委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております、その内容は、地元推進委員、事務局とで現地確認をしたところ、特に問題ないとのことでした。

以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号3について地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局

15ページから19ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田井戸町里前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 22㎡。

これにつきましては、受人は、自宅に隣接し、利便のよい申請地を渡人から譲り受け、申請地を庭用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町川端_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 647㎡ 外5筆、合計面積 2,424㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設及び近隣にある既に稼働済みの太陽光発電施設の維持管理に必要な資材置場用地とするものです。

パネル設置面積は714.56㎡、パネルの設置率は、パネルを設置する敷地に対する転用面積の42%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____ 職務執行者 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 903㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は354.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の39.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町新町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 408㎡。

これにつきましては、受人は、隣接する空き家を取得することから、利便のよい申請地を渡人から譲り受け、申請地を庭及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高野尾、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町中毛_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,500㎡。

これにつきましては、受人は、事務所から近く、既存の手狭であった資材置場からも近い申請地を渡人から譲り受け、増設となる資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高野尾、譲受人兼転用実行者 _____ 株式会社 代表取締役 _____、賃借人兼転用実行者 _____ 株式会社 支配人 _____、渡人 _____ 外6名、申請地 高野尾町三月田_____、台帳地目・

現況地目とも田、面積 2,809㎡ 外24筆、合計面積 19,202㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

なお、関係各所の手続及び事前協議に基づく関係者の内諾は得ているものの、最終的に確定づける地元への説明は、今後なされる旨の確認を得ております。

パネル設置面積は10,108㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 50㎡。

これにつきましては、受人は、自宅から近接している申請地を渡人から譲り受け、自己及び来客者用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 河芸町高佐里北_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 278㎡。

これにつきましては、受人は、隣接する宅地を同時購入し、渡人から譲り受ける申請地を一般個人住宅及び一部進入路用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 河芸町高佐里北_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2.26㎡ 外1筆、合計面積 174.26㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自宅への進入路用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 芸濃町椋本八幡前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡ 外2筆、合計面積 594㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号11、地区 椋本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 芸濃町椋本響野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 179㎡ 外10筆、合計面積 4,327㎡。

これにつきましては、総合的な土木建築事業を営み、多種多様な資材を取り扱う受人が既存の資材置場が手狭で苦慮していたため、本社事務所に近く、大型車輛の出入りが容易で利便性のよい申請地を渡人から譲り受け、資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号12、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町平木中広尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 160㎡。

これにつきましては、受人は、隣接する申請地を渡人から譲り受け、自己所有車3台分及び転回も容易に行える駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高宮、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂藪之上_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 955㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は374.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の39.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 辰水、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所五会内_____、台帳地目 畑、現況地目 畑及び一部雑種地、面積 343㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭園用地とするものですが、一部が既に当該目的に供されている旨の始末書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号15、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所領付_____、台帳地目 田、現況地目 道路、面積 19㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自己所有農地への進入路用地とするものですが、昭和55年頃から地権者の承諾を得て、既に当該目的に使用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所城山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 115㎡ 外1筆、合計面積 234㎡。

これにつきましては、次の番号17と関連しますが、受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____の建て替え及び駐車場の移設を行おうとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号17、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所城山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 313㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____の建て替え及び駐車場の移設を行おうとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号18、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町中川東釜糠_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 301㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により管理が困難な渡人から申請地を譲り受け、山林に隣接し獣害被害が多い申請地に杉・ヒノキ苗を植林し、今後は山林として管理していこうとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町
草生中相野_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 196㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成11年4月頃より、既に当該目的にて使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町
太田北端_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 132㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良
洲町辰新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自己が営む事務所より近く利便のよい申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は21件、合計面積は32,568.26㎡、このうち田が21,975㎡、畑で10,593.26㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務所の説明が終わりましたので、地元委員のご意見を伺います。
番号1、地区 片田。

東海委員 4番、東海です。12月10日の日に事務局、地元推進委員、川邊委員、4名で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり何ら問題はございませんでした。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
番号2と3、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。12月10日、現地確認しました。事務局の説明どおりで何ら問題ありません。よろしく申し上げます。

議 長 番号4から番号6、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。4番の件につきましては、地元推進委員と事務局とで現地確認をいたしまして問題ありませんでした。

それから5番のほうは、太田部会長と、それから守山会長、それから事務局、それから地元推進委員が現地確認いたしまして、いろいろ問題があったんです

けれども、5番につきましては問題ないということで、6番はかなり広い面積でいろいろ地元推進委員のほうから意見が出まして、この田んぼの下で水路等、いろいろな面で説明がなされておらんということで、責任者の方が12月20日に説明するというようになっておったんですけれども、コロナの影響で説明ができない、来年になるということで、その場所で太田部会長より、これは説明がなされておらるので、条件つきで許可ということでお話をいただいたので、太田部会長よりちょっと説明をお願いいたします。

議 長

分かりました。

今、田中委員からありましたけれども、現地確認立会の報告を皆さんにさせていただきながら、少し皆さんのご意見をお伺いしたいなというふうに思います。

まず、この案件につきまして、約2町歩という広大な面積でございます。田中委員をはじめ地元推進委員により長年の保全管理、草刈り等、ご厄介をいただいていた場所ということで、非常に感動したわけでございます。

地元の説明会が20日の予定だったのが、コロナの影響によって年明けになるというようなことも報告を受けております。立会いもきちっとしていただき、譲受人の方関係者の方がそれぞれ見えまして、いろいろな説明を受け、私も問いかけをさせていただきました。

そしてついこの間、県の審議会は承認されたという報告も受けております。それで皆さんにひとつ、私のほうから提案でございますけれども、県の審議会でも承認され、譲受人も非常に名の通った事業者ということから信頼できる。地元委員をはじめ地元推進委員にもご厄介をかけたくないのと、農振除外の許可が下りるのが遅れたという説明も受けました。私らがそれに同情するというわけでもないですが、この辺を酌み取って、地元説明会が無事に終わりましたら、この案件については部会長一任という了解をここでいただきたいなというふうに思うわけでございます。何かご意見ありましたら遠慮なく発言していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

後で結構でございますので、先へ進めさせていただきます。

私のほうからは、現地確認の結果の説明をさせていただきました。

以上でございます。

田中委員

ということで、4、5、6は地元の農振協議会のほうで説明させていただきました。何ら問題ないということでよろしく申し上げます。

議 長

会長、6番に関してよろしいか。

守山会長

わかりました。

議 長

番号7、地区 上野、お願いします。

喜多委員

8番、喜多です。これ、この前、会長、部会長に見に行ってもらいましたが、別に問題ありません。

議 長

ありがとうございます。8番。

喜多委員	8番、喜多です。8番も地元推進委員と現場を確認していますが、別に問題なしということでよろしく願いいたします。
議 長	9番。
喜多委員	8番、喜多です。9番も同じく現地見させてもらっておりますが、別に問題なしということで、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。
議 長	番号10と11、地区 棕本、お願いします。
牧野委員	10番、牧野です。12月10日の日に地元推進委員と私どもで現地を確認させていただきました。10番は何ら問題ないと思います。ただ11番のほうは、面積が大きかったので、会長、部会長、それから事務局、それから地元の農業委員、地元推進委員と確認させていただきました。これも何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 番号12、地区 長野。
事 務 局	本日、担当委員である11番、清水委員が欠席されておりますが、事前に当案件に対してご連絡いただいております、その内容は地元推進委員、事務局とで現地確認を実施したところ、特に問題ないとのことでした。 以上、報告させていただきます。よろしく願いいたします。
議 長	続いて、番号13、地区 高宮。
事 務 局	本日、担当委員であります11番、清水委員が欠席されておりますが、こちらでも事前に案件をご連絡いただいております、その内容は地元推進委員、事務局とで現地確認を実施したところ、特に問題ないとのことでした。 以上、報告を終わります。お願いいたします。
議 長	番号14から17、地区 辰水。
事 務 局	こちらでも清水委員から連絡をいただいております、その内容は地元推進委員と事務局とで現地確認を実施したところ、特に問題ないとのことでした。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	番号18と19、地区 草生、お願いします。
内藤委員	13番、内藤でございます。12月10日に現地確認を行いました。18番に関しましては、地元推進委員、それから19番も地元推進委員とともに現地確認を行いました。両方とも何ら問題等ございませんでした。 よろしく願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 番号20、地区 安濃、お願いします。
海野委員	12番、海野です。12月10日、地元推進委員と事務局、そして私とで現地確認を行いました。何ら問題なしとの判断をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。
議 長	番号21、地区 香良洲、お願いします。
村澤委員	5番、村澤です。12月10日、現地確認をしましたが、別に何の問題もありませんので、よろしくをお願いします。
議 長	番号1から番号12について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。ただいまの番号6についても、含めて皆さんいかがでしょうか。ご了解をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	よろしいですか。 ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたしました。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 大里、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,983㎡ 外1筆、合計面積 2,726㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は1,262.25㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 棕本、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本殿町_____、台帳地目 宅地、現況地目 畑、面積 667.55㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は329.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は3,393.55㎡、このうち畑が2,726㎡で、その他としまして宅地となりますが、667.55㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

田中委員 2番、田中です。地元推進委員と12月10日に現地を確認、それから事務局の方も来ていただきまして、10日の日に現地を確認いたしましたが、事務局の説明どおり何ら問題はございません。よろしく願いいたします。

議長 番号2、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。12月10日、地元推進委員と、それから事務局等で確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、番号1、番号2について地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町中町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,927㎡。

これにつきましては、事業計画の変更により事業が中止になったため、取消願が提出されたものになります。

以上、件数は1件で、面積は畑で1,927㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。これは太陽光の申請が出ておったんですけれども、取消しということで地元推進委員とも現地を確認いたしまして、何ら問題ないということで、地元の農振協議会のほうでも問題ないということで、よろしく願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>番号1について地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第6号についても承認をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>事務局の説明、お願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。</p> <p>田の賃貸借、使用貸借で433, 996㎡、畑の使用貸借で7, 451㎡、契約件数は102件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で33, 692㎡、契約件数は10件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で179, 764㎡、畑の賃貸借、所有権移転で1, 634㎡、契約件数は47件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で172, 620㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6, 277㎡、契約件数は36件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の使用貸借で1, 270㎡、契約件数は1件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて821, 342㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて15, 362㎡、合計契約件数は196件、合計面積は836, 704㎡となっております。</p> <p>次に、認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は、津地区36件、河芸地区7件、安濃地区36件、芸濃地区35件で、合計114件、合計面積は546, 546㎡でございます。</p> <p>なお、認定農業者への集積率は、件数で58.2%、面積で65.3%となっております。</p> <p>続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件につきましてご説明をいたします。</p> <p>人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は89番、91番、93番、95</p>

番の4件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明は終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、まずご審議をお願いします。

整理番号43 外32件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この33件についていかがでしょうか。ご検討ください。
よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。
それでは、議案第7号について全て適正であると認め、市長に進達することに決定をいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第12回第1農地部会を終了いたします。

午後10時48分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年12月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____